

2011年8月5日

「社会保障・税番号大綱」に関する意見

社団法人 日本民間放送連盟

該当箇所

報道機関としての取材・報道に関する意見

意見内容

今回公表された「社会保障・税番号大綱」では、番号に係る個人情報やプライバシーをいかに厳密に保護するかに重点がおかれ、第三者機関の設置や情報漏洩等に対する罰則については言及されていますが、その一方で、社会にとって有益かつ必要な個人情報の流通が損なわれぬよう措置されるべきことについては触れられていません。

個人情報の流通面における問題は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」）においても、法の制定当時から懸念され、民放事業者の立場から見ると、現に今日、国民の「過剰反応」や「情報開示への萎縮」、法を隠れ蓑とした「情報の隠匿」などの問題が顕在化しています。

われわれ民放事業者は、「社会保障・税番号制度」の全容が必ずしも明らかになっていない現時点においては、本制度により管理社会の深化とともに「報道の自由」が損なわれるのではないかと改めて危惧するものであり、本制度の立法化にあたっては、「個人情報保護法」との整合・関連なども勘案のうえ、報道機関による取材・報道に関する行為に多少なりとも規制や制限などが及ぶことの無いよう、十分に議論が行われるよう要望します。

また、報道・取材活動が、直接的に法制度上の規制を受けない場合にも、「個人情報保護法」の現状と同様の問題が生じぬよう、立法化の段階から十分に留意される必要があると考えます。

さらには、本制度の適用分野は将来的には国民生活全般に拡大される可能性があることから、そうした場合においても報道・取材の自由が保障されるよう、現時点から将来を見据えた法案作成が行われることを併せて要望します。